

令和5年度 就学援助制度のお知らせ

白馬村教育委員会

白馬村では、**公立小中学校へ就学するにあたり、経済的にお困りのご家庭の保護者に対して学用品費や給食費など学校でかかる費用の一部を援助しています。**

1. 援助を受けることができる方

仕事が不安定で生活に困窮している方、災害、事故、病気等により生活が困難である方、その他特別な理由がある方です。

前年のご家族の所得を、教育委員会が定める基準により審査し、支給の認否を決定します。

基準については教育委員会教育課までお問い合わせ下さい。ただし、世帯構成員の年齢等により基準金額が世帯ごとに違うため、事前に支給の可否の計算はできません。

※裏面を目安としてご参照ください。

2. 支給費目及び金額(年額)

支給費目	上限金額	
	小学校	中学校
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費(1年生以外)	2,270円	2,270円
修学旅行費(小6、中3)	22,690円	60,910円
校外活動費(宿泊行事)	—	6,210円
給食費	実費(1食 280円)	実費(1食 325円)

※ 行事に関する費目につきましては、中止になった場合は支払われません。



白馬村キャラクター
ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世

3. 支給方法

学用品費・通学用品費：8月・1月・3月

給食費：8月・3月

修学旅行費・校外活動費：各家庭の負担額確定後、一番近い学用品費支給月

4. 申請手続きその他

援助を希望される方は、「**就学援助申請書**」に必要事項を記入のうえ、**各小中学校へ6月2日(金)まで**に提出してください。小学校と中学校の両方にお子さんが在学している場合は、それぞれに提出が必要です。

また、申請者(保護者)と振込先口座名義人は 同じ人 としてください。申請者は世帯主でなくても結構です。

※申請に基づきご家族(同一世帯員と別世帯であっても生計を一にする方を含む)の所得調査を行います。

税申告がないと認定ができませんので、必ず所得税の確定申告または住民税の申告を済ませてください。

ただし、収入が給与のみで年末調整が済んでいる方は申告の必要はありません。

(注意:税法上の扶養になっている方や収入がない方も住民税の申告をしていただくこととなります。)

※令和5年1月1日に白馬村に住民登録がなかった場合は、所得を確認できないため、申請書は期限までに学校へ提出いただき、ご家族全員の次の書類を取り寄せて6月9日(金)までに教育課へ提出ください。

◎「令和5年度市町村税・都道府県税課税(非課税)証明書」の原本(令和4年分の所得及び所得控除の内訳の記載があるもの。)住民登録していた市町村税務担当課よりお取り寄せください。6月1日以降に取得できます。

5. 認定の可否の決定

8月上旬に文書でお知らせする予定です。

◆ご不明な点は、白馬村教育委員会事務局 教育課 (電話 0261-85-0738)へお問い合わせ下さい。

参 考

【目安としていただく年間総所得の上限額】

(令和4年中における世帯構成員全員の総所得の合計額)

- ◆ 年間総所得上限額は、世帯構成員の年齢やその他の基準により上下しますので、あくまでも目安としてご利用ください。上限額を超えても援助が受けられる場合や、上限以内であっても援助を受けられない場合があります。

世帯人員	世帯構成(例)	目安となる年間総所得上限額
2人世帯	父または母 35 歳、子 10 歳	約183万円未満
3人世帯	父または母 35 歳、子 13 歳・10 歳	約259万円未満
	父 35 歳、母 35 歳、子 11 歳	約205万円未満
4人世帯	父 41 歳、母 35 歳、子 13 歳・8 歳	約264万円未満
5人世帯	父 41 歳、母 35 歳、子 14 歳・7 歳・4 歳	約304万円未満

※ 別世帯で生計を一にする方(住民登録を分けている祖父母等)がいる場合、世帯構成員に含み、その方の総所得も合算します。(パート・アルバイト・年金等の収入も含まれます。)